

○匝瑳市創業資金利子補給金交付要綱

平成29年3月31日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この告示は、創業時の負担の軽減と経営の安定を図り、もって市の産業の振興に寄与するため、匝瑳市内で創業し別表の制度融資(以下「創業融資」という。)を受ける者に対し、当該貸付に係る利子の支払額の一部について、予算の範囲内において創業資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付することに関し匝瑳市補助金等交付規則(平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補給対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、創業融資を受けた者で次の各号のいずれにも該当している者とする。

- (1) 匝瑳市の区域内に住所又は事務所を有する者
- (2) 創業融資を活用して匝瑳市の区域内で事業を行う者
- (3) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がない者

(利子補給率等)

第3条 利子補給金の補給率は年1.0パーセントとし、利子補給の対象となる融資の限度額は3,000万円とする。ただし、創業融資に係る利率が1.0パーセント未満の場合又は経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項に規定する証明で、市長の証明を受けたものである場合については、利子の全額を補給する。

(利子補給金の交付対象期間)

第4条 利子補給金の交付対象となる期間は、償還開始月から36月以内とする。ただし、当該期間中に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該各号に定める日を利子補給金の交付期間の終期とする。

- (1) 第2条各号に該当しなくなった場合 該当しなくなった日

- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (3) 事業を休止又は廃止した場合 休止又は廃止した日
(交付の申請等)

第5条 規則第3条の規定により、利子補給金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、創業資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、商業登記簿謄本）
- (2) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類
- (3) 当該年に支払った対象融資に係る償還金の額に関して金融機関が発行する利子支払証明書（第2号様式）又は制度融資名及び利子支払額を証明する書類
- (4) 第3条ただし書に規定する特例を受ける場合、市長が発行した経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書で証明があるものの写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、利子補給金の交付の対象となる年の翌年の1月末日までとする。

3 申請者は、第1項の申請書を提出する際に規則第12条に規定する実績報告を創業資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）により行わなければならない。

(交付の決定等)

第6条 規則第4条の規定により、市長は、前条第1項の申請書の提出があったときには、速やかに申請書の内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定するとともに、規則第13条の規定により利子補給金の額を確定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を創業資金利子補給金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する利子補給金の額の確定をしたときは、前項に規定する通知に併せて創業資金利子補給金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第3号様式）により規則第13条に規定する利子補給金の額の通知を行うものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の規定により利子補給金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、規則第15条の規定により、利子補給金の交付を請求しようとするときは、創業資金利子補給金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第8条 市長は、利子補給金の交付を適正に行うため必要があると認めるときは、交付決定者へ創業融資を行う金融機関に対し、必要な事項について報告を求め、又は交付決定者の関係帳簿書類等を関係職員に調査させることができる。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 創業資金又は利子補給金を目的に反して使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に受けた創業融資について適用する。

附 則（令和3年6月30日告示第75号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年3月29日告示第37号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

区分	制度名
株式会社日本政策金融公庫	新規開業資金
	女性、若者／シニア起業家支援資金
	再挑戦支援融資
	生活衛生貸付のうち新規開業資金に係るもの
千葉県	創業資金

匝瑳市創業資金利子補給金交付要綱

第1号様式（第5条関係）

創業資金利子補給金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話

創業資金利子補給金の交付を受けたいので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により下記のとおり創業資金利子補給金の交付を申請し、同規則第12条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

交付申請額及び実績報告額 金 円

（添付書類）

- 1 住民票の写し（法人にあつては、商業登記簿謄本）
- 2 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類
- 3 当該年に支払った対象融資に係る償還金の額に関して金融機関が発行する利子支払証明書（第2号様式）又は制度融資名及び利子支払額を証明する書類
- 4 匝瑳市創業資金利子補給金交付要綱第3条ただし書に規定する特例を受ける場合、市長が発行した経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書で証明があるものの写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

匝瑳市創業資金利子補給金交付要綱

第2号様式（第5条関係）

利子支払証明書

匝瑳市創業資金利子補給金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり証明します。

年 月 日

金融機関名

代表者名

Ⓜ

電話

記

融資対象者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
融資内容	制 度 名	
	融 資 金 額	円
	融 資 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	初 回 利 子 返 済 日	年 月 日
	利 率	年 %
払込状況	償 還 方 法	
	利子補給対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
	払い込まれた利子額	円

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



創業資金利子補給金交付決定（却下）通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった創業資金利子補給金の交付申請について、下記のとおり利子補給を行うことを決定（却下）したので、匝瑳市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

1 次のとおり利子補給を決定します。

- (1) 利子補給期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (2) 利子補給金 金 円
- (3) 決定条件

なお、上記交付決定額と同額を利子補給金の額として確定しましたので、匝瑳市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

2 次のとおり申請を却下します。

却下理由

第4号様式（第7条関係）

創業資金利子補給金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

請求代理金融機関名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた創業資金利子補給金について、
匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 利子補給金 金 円

2 振込先

金融機関名		本支店名	
口座番号			
口座の種類	普通 ・ 当座		
フリガナ 口座名義人			

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 4 号様式（第 7 条関係）